

2016年3月



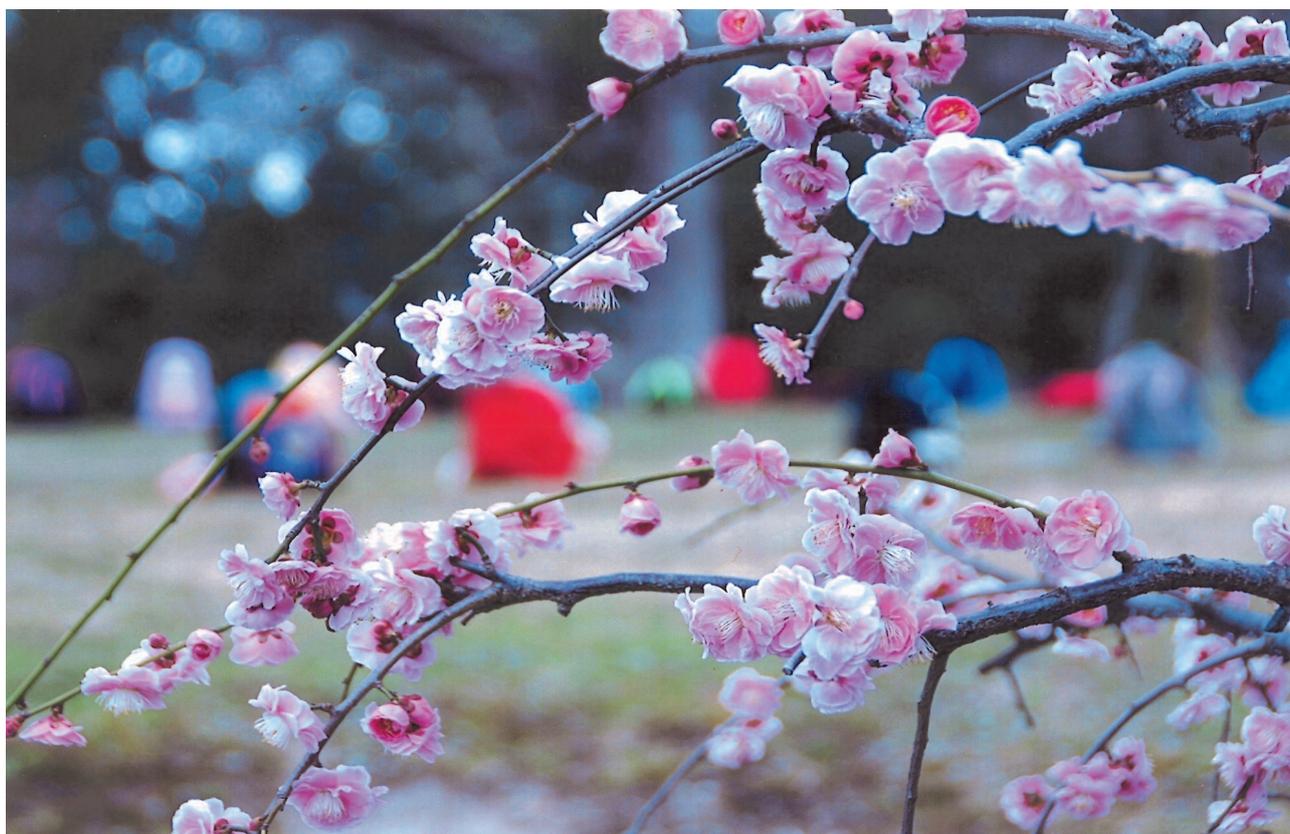
# 葵総合経営センターだより

## 特集

- ・ 顧問先紹介  
～株式会社ワールドテック様～
- ・ 平成28年度税制改正法案の概要

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail aoi@aoi-cms.com  
URL http://www.aoi-cms.com/



「紅梅」 税理士 立野清敏 撮影

## 目次

- |    |                                  |    |                             |
|----|----------------------------------|----|-----------------------------|
| 2  | 伊勢志摩サミット                         | 14 | Windows 10への<br>アップグレードについて |
| 3  | 学びを促進する組織づくり                     | 15 | キャリアバッグ事故                   |
| 4  | 平成28年度税制改正法案の概要                  | 16 | (随想) 北朝鮮を対話の舞台へ!            |
| 10 | 顧問先紹介<br>株式会社ワールドテック様            | 17 | 康友会ゴルフ結果・税務労務               |
| 12 | マイナンバー制度への取組について<br>マイナンバー郵送時注意点 | 18 | ご案内                         |

# 伊勢志摩サミット

センター代表 杉浦 康晴

今年の5月26日、27日に開催が決まっている「伊勢志摩サミット」まで3ヶ月をきりました。サミットの開催に合わせ、外務大臣会合、財務大臣・中央銀行総裁会議などの関係閣僚会合が4月から順次、日本各地で開催されます。

地元東海地区の三重県での開催ということもあり、皆様方の関心も高まっているのではないのでしょうか。平成25年の式年遷宮に続いて、三重県周辺では相当な経済効果が期待されています。

今回のサミットの経済波及効果を、地元の百五銀行グループのシンクタンクがまとめたところによると、三重県内だけで約130億円、全国では約510億円に上るとの試算が出ています。また、平成20年に開催された北海道・洞爺湖サミットに比べて宿泊施設や会場など既存の施設を活用することにより、新たな建設や整備の費用を抑えられるとしています。

サミットの開催地の選定で、ここ数年、最重要視するのはまずは警備のしやすさとされています。抗議デモによる混乱やテロなど不測の事態の対処が課題であり、特に最近では世界各地で相次いで起きているイスラム過激派組織のテロの目標にされることも懸念されています。また、最近の傾向として豊かな自然環境に囲まれた保養地を各国は好んで開催地に選んでいるようです。これらを踏まえて、日本国内での皇族方の警備の経験から警

察庁が長野県軽井沢町か三重県賢島が望ましいとの報告を上げたと複数のメディアは伝えています。

安倍首相は「美しき日本」を世界に熱心にアピールしており、最終的に安倍首相の判断で今回の賢島が2016G7首脳会合の開催地に選ばれました。「世界のリーダーたちに、日本の美しい自然と豊かな文化や伝統を肌で感じてもらいたい」という強い思いが感じられます。

世界中に地元が大きくアピールできることは我々にとっても嬉しいものです。特にサミット会場は一昨年に康友会秋の行事で訪れた志摩市賢島の志摩観光ホテルです。訪れたことがある方も多いことでしょう。大変身近に感じられ、開催が楽しみです。

前述した経済効果とは別に、百五経済研究所では今回のサミット開催後には、外国人観光客数の増加や国際会議開催件数の増加、国内観光客数の増加などで、三重県内の経済効果は、開催後の5年間で約1,110億円に上ると試算しています。もちろん、持続的な波及効果を得るには地元伊勢志摩の努力も必要ですが、実り多きサミットになるよう期待したいものです。

# 学びを促進する組織づくり

㈱葵経営コンサルタント 中島 和人

「人材」の育成、開発への関心が高まる今日、何を教えるかに力点を置いたトレーニング（教育）とともに、仕組みとしてどのように個人の学びを促進させていくかに力点を置く、ラーニング（学習）が、注目されておりここにその「学習」についての興味深い考察を行っている書籍「職場学習論」※をご紹介します。

本書籍は日本企業43社の28歳から35歳までの社員2304人を対象としたアンケートの結果を分析したもので、①人は職場で、どのような人々から、どのような支援を受けたり、どのようなコミュニケーションを営んだりしながら、能力向上を果たすのか。②職場における人々の学習を支える他者からの支援やコミュニケーションに影響を与える要因とはどのようなものか。といった問いに答えることにより「学習」という観点から「能力向上がはかれる仕事のデザインの仕方」について述べたものです。その分析結果は、①については、人が職場で受けている支援には、業務支援（業務に関する助言・指導）、「内省支援」（折に触れ、客観的な意見を与えたり、振り返りをさせたりすること）、「精神支援」（折に触れ、精神的な安らぎを与えたりすること）があり、誰による支援が能力向上に効果的かという点では、上司からの精神支援、内省支援、上位者・先輩からの内省支援、同僚・同期からの内省支援、業務支援であるとの結果を示しています。驚くのは上司

の業務支援は、効果が見いだせない（しなくてよいというわけではなく）という結果であり、効果的な上司の支援は、自己の仕事のあり方を見直させるコーチングなどを活用した内省支援と、精神的な安息を保障する精神支援（ストレスマネジメント）であるとの結果が示されています。また上司がもっとも精神的支援を行っていないとの結果も示されています。そして業務支援に関しては同僚・同期によるものが、もっとも能力向上に結び付いていました。この分析結果から筆者は、部下育成に関する管理者の役割やリーダーシップのあり方、さらに同僚、同期といった水平的なコミュニケーションが促進する仕組みづくりについて組織は一考の余地があると述べています。②については、1対1（対象者×上司、同僚など）のコミュニケーションでは互酬性規範（他者を助ければ今度は自分が困っているときに誰かに助けられるとの規範）の存在が有効であり、職場全体のコミュニケーションでは、組織レベルの信頼の存在が効果的という分析結果を示しています。

以上の結果から著者は、他者とのかかわりを通じた学びに注目すべきであり、「職場における他者とのつながり」を構築することは有用であると主張しています。

従業員の行動変革を促す仕組みづくりという点において示唆に富んだ内容の書籍です。

※中原淳 2010 職場学習論—仕事の学びを科学する 東京大学出版会

# 平成28年度税制改正法案の概要

税理士 三宅 正人

平成28年度税制改正法案が2月5日に国会に提出されました。提出された改正法案の基本的考え方として以下の項目が挙げられています。

1. 法人税について「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減
2. 少子化対策・教育再生及び地方創生の推進
3. 消費税率の引上げに伴う低所得者への配慮

ここでは、この改正案の主なものを紹介します。

(なお、今後の国会審議によっては修正があることをご承知おき下さい)

## 法人課税

### 1. 法人税率の引下げ

(年度)		27年度	28・29年度	30年度
大法人		23.9%	23.4%	23.2%
中小法人※	所得年800万円以下	15.0%	15.0%	19.0%
	所得年800万円超	23.9%	23.4%	23.2%

(※)資本金の額が1億円以下の法人(大法人の子会社等、一部の法人を除きます)

### (改正の趣旨・効果等)

赤字企業すなわち税金の納付がない企業にとっては、税率引下げはメリットがありませんが、所得が黒字で税金を納付している企業、すなわち「稼ぐ力」のある企業には減税となります。

## 2. 建物附属設備及び構築物の減価償却方法を定額法に一本化

償却資産 (主なもの)	現行	改正案
建物	定額法	定額法
建物附属設備・構築物	定率法又は定額法	定額法(※)
機械装置・工具、器具備品等	定率法又は定額法	定率法又は定額法

建物と一体的に整備される冷暖房設備や電気設備などの「建物附属設備」及び建物同様に長期安定的に使用される塀や橋、舗装道路などの「構築物」の償却方法は定額法のみとされました。

### (改正の趣旨・効果等)

建物附属設備や構築物はその取得価額が多額になることが多く、定率法の場合、利用開始の初期の段階で多額な償却費の計上が可能でした。今後は耐用年数の期間に応じて均等に償却費を計上していくこととなります。

(※) 平成28年4月1日以後取得のものから

## 3. 青色欠損金控除額の制限の更なる見直し

過年度から繰越された欠損金を当期の所得から控除する際の限度額が、控除前の所得金額の60%となります。なお、中小企業については、従来通り、控除前の所得金額の100%を控除出来ます。(繰越欠損金額>当期の所得金額の場合)

申告年度	26	27	28	29	30
27年改正	80%	65%	65%	50%	50%
28年改正案	80%	65%	60%	55%	50%

### 『計算例』自平28.4.1 至平29.3.31年度 (大法人)

所得金額 (欠損金控除前) = 100

繰越欠損金額 = 300 として

改正前:  $100 - (100 \times 65\%) = 35$  (課税所得)

改正後:  $100 - (100 \times \underline{60}\%) = 40$  (課税所得)

### (改正の趣旨・効果等)

青色欠損金の繰越控除は、その発生した年度、すなわち赤字の年度以後10年間に限られています(11年以前の年度の欠損金は切捨てになります)。したがって、過去の欠損金を切捨てられることなく、全額利用したい場合、早期に業績を回復すること(早期に、かつより多額な所得を発生させること)すなわち「稼ぐ力」が必要となります。

## 4. その他

### (1) 租税特別措置の見直し

各種の租税特別措置をその適用期限の到来をもって順次廃止、縮減していきます。

[例] ○生産性向上設備投資促進税制

現行		平成28年度		平成29年度
即時償却等	⇒	特別償却率50%等	⇒	廃止

○雇用促進税制

対象地域、対象雇用者の見直しなど

### (2) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

認定された地方創生事業に対する寄附金に係る税額控除が導入されます。

(事業税、住民税及び法人税から順次控除)

## 個人課税

### 1. 三世帯同居対応住宅リフォームに係る税額控除

自己所有の居住用家屋に、三世帯同居対応改修工事を行って平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住した場合の税額控除の特例が導入されます。

【対象工事】 ①キッチン ②浴室 ③トイレ ④玄関

【対象工事の要件】 イ. 上記①から④のいずれかを増設すること  
ロ. 改修後、上記①から④のいずれか2つ以上が複数となること  
ハ. 対象工事の費用が50万円超であること

【特例の内容】

(イ) ローンにより改修工事を行った場合

「三世帯同居対応改修工事」を含む増改築工事の住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高の1千万円以下の部分について一定割合を乗じた額を所得税額から5年間控除

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

	ローン残高	期間	控除率
①増改築工事全体	～1千万円	5年	1.00%
②うち三世代同居対応改修工事	～250万円	5年	2.00%

※①は上限7.5万円（1,000万円－250万円）×1%

②は上限5万円（250万円×2%）で毎年合計12.5万円を上限（5年合計で62.5万円を上限）

#### （ロ）自己資金により改修工事を行った場合

「三世代同居対応改修工事」の標準的な費用の10%（限度額25万円）を所得税額から控除

#### （改正の趣旨・効果等）

出産・子育てに対する不安、負担が大きいことが少子化の一要因との認識を踏まえ、世代間での助け合いを図るための三世代同居を促進しようとするものです。

## 2. セルフメディケーション（自己治療）推進のための「スイッチOTC医薬品」控除制度の創設（医療費控除の特例）

健康の維持増進、疾病予防の取組を行う者（①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）②予防接種③定期健康診断④健康診査⑤がん検診のいずれかを受けている者）が支払ったスイッチOTC医薬品（※）購入費用のうち1.2万円を超える額（8万8千円を限度）を所得から控除（期間：平成29年1月1日から平成33年12月31日まで。医療費控除と選択適用）

#### ※スイッチOTC医薬品

要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品（薬効例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など）。具体的な医薬品の範囲は、法案成立後に周知されるようです。

#### （改正の趣旨・効果等）

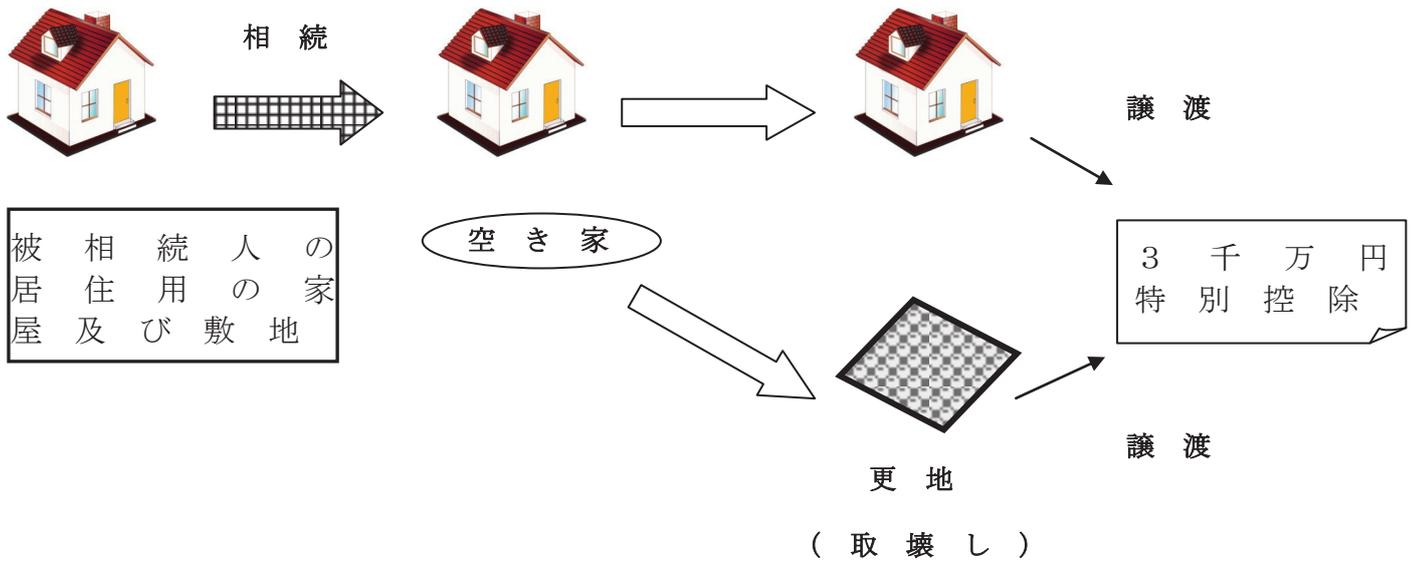
国民自らによる健康管理、疾病予防を推進し、併せて医療・介護費用の増加を抑制しようとするものです。



### 3. 空き家に係る譲渡所得の特別控除

被相続人の居住用家屋で昭和56年5月31日以前に建築された家屋を相続した場合に、耐震リフォーム工事を行った上でその家屋（敷地を含む）を譲渡した場合又はその家屋を除去した上で土地を譲渡した場合に譲渡益から3千万円を控除できる特例が導入されます。

(耐震リフォーム)



—自民党税制調査会資料を一部編集—

(改正の趣旨・効果等)

空き家が老朽化して近隣環境へ悪影響を及ぼすことを抑制しようとするものです。

### 4. その他

- (1) 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除制度の導入
- (2) 公益法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充

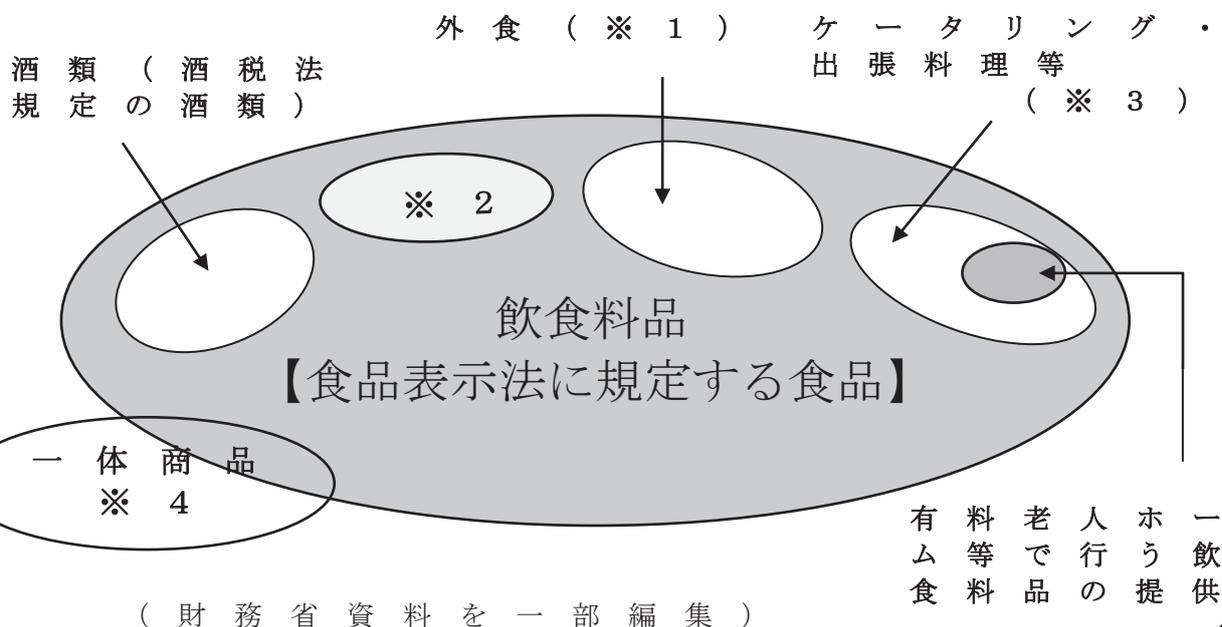
## 消費課税

### 1. 軽減税率の導入

平成29年4月1日からの消費税率の10%への引上げに当たって、低所得者に配慮する観点から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」については税率が8%のまま据え置かれます。

## 対象品目（酒類・外食を除く飲食料）のイメージ

※ 塗潰し部分が対象品目



- ※1：飲食設備のある場所で顧客に飲食させるサービス
- ※2：持帰りのための容器に入れ又は包装を施して行う飲食料品の譲渡
- ※3：顧客が指定した場所で顧客に飲食させるサービス
- ※4：＜一体商品の取扱い＞軽減税率の対象の飲食料品が、他の商品と一体として販売される場合は、一定金額以下の少額のもので、飲食料品が主たる要素を占めている場合に限り、その全体が軽減税率の対象とされます。

○飲食料品かどうか曖昧なケースを各省庁から財務省に集約し、今後そのQ&Aを順次公表していく予定とのことです。

## 2. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入

控除する仕入税額の計算に当たって、「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス方式が平成33年4月から導入されます。なお、事業者の準備等に配慮し、平成33年3月までは簡易な方式である「区分記載請求書等保存方式」が経過措置として認められます。

### ◎インボイス方式について

仕入れ先からのインボイス（請求書）に記載された金額（仕入れ税額）を順次加算して積上げ計算で控除税額を算出する方式です。取引があっても、インボイスがなければ加算額がないので、原則として控除税額に含めることはできません。